年度の測定単位が零である経費の種類に係るものについては、当該測定単位が零の合併関係市町村以外の合併関係市町村の算定前年度の投資的経費によって按分）するものとする。ただし、指定団体にあつては、事業施行区域によって分別（ただし、事業施行区域が二以上の合併関係市町村にまたがる場合その他の場合においては、算定前年度の当該合併関係市町村の基準財政需要額のうち投資的経費（ただし、平成十九年四月二日以降に合併した団体にあつては、事業費補正による増加需要額）に係る額によって按分）するものとする。

［五～八　略］

九　合併特例法第十一条第一項及び改正前の合併新法第十七条第一項の規定による補正

第四十七条の規定を適用して算定した当該新市町村の基準財政需要額から同条の規定を適用しないで算定した当該新市町村の基準財政需要額を控除した額を各合併関係市町村ごとの人口によって按分し、当該按分した額を各合併関係市町村ごとに当該合併関係市町村の人口に一・八三〇を乗じて得た数で除して得た率を用いて補正するものとする。

［十　略］

［4　略］

5　法第十三条第八項の規定による市町村の区分で合併関係市町村に係るものは、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

第十一条第一項第一号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る人口、人口集中地区人口、経済構造の算定に用いる産業分類別就業者数、宅地平均価格指数の算定に用いる宅地の平均価格、宅地の評価総地積、商工住宅地区の宅地の平均価格及び全宅地の平均価格並びに昼間流入人口、合併関係市町村の市町村役場の所在地とⅠの地域の市町村の役場の所在地との最短距離並びに合併関係市町村の区域に係る昼間流出人口については次に定めるところによる。

㈠　人口又は人口集中地区人口

第二項第一号の規定に準じて合併関係市町村の区域に分別した人口又は人口集中地区人口。ただし、平成十七年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成十二年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によって按分したものとし、平成十七年十月二日から平成二十二年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成二十七年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成十七年十月一日現在における人

［五～八　同上］

九　合併特例法第十一条第一項及び改正前の合併新法第十七条第一項の規定による補正

第四十七条の規定を適用して算定した当該新市町村の基準財政需要額から同条の規定を適用しないで算定した当該新市町村の基準財政需要額を控除した額を各合併関係市町村ごとの人口によって按分し、当該按分した額を各合併関係市町村ごとに当該合併関係市町村の人口に一・九一〇を乗じて得た数で除して得た率を用いて補正するものとする。

［十　同上］

［4　同上］

5　法第十三条第八項の規定による市町村の区分で合併関係市町村に係るものは、次の各号に定めるところによる。

一　行政の質及び量の差による種地に係る地域区分

第十一条第一項第一号に定めるところによる。この場合において、合併関係市町村の区域に係る人口、人口集中地区人口、経済構造の算定に用いる産業分類別就業者数、宅地平均価格指数の算定に用いる宅地の平均価格、宅地の評価総地積、商工住宅地区の宅地の平均価格及び全宅地の平均価格並びに昼間流入人口、合併関係市町村の市町村役場の所在地とⅠの地域の市町村の役場の所在地との最短距離並びに合併関係市町村の区域に係る昼間流出人口については次に定めるところによる。

㈠　人口又は人口集中地区人口

第二項第一号の規定に準じて合併関係市町村の区域に分別した人口又は人口集中地区人口。ただし、平成十二年十月一日以前に合併を行った場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成七年十月一日現在における人口又は人口集中地区人口によって按分したものとし、平成十二年十月二日から平成十七年十月一日までに合併を行った場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域の人口又は人口集中地区人口は、平成二十二年十月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口又は人口集中地区人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によって調査した平成十二年十月一日現在における人口又